

第 12 号様式（第 26 条関係）

事業計画変更届出書

令和 7 年 6 月 18 日

三重県知事 あて

住所 三重県松阪市肥留町 385-1
事業計画者 氏名 株式会社サン・テス
代表取締役 高山定晃
電話番号 0598-56-9777

令和 6 年12月24日付けで提出した事業計画書について軽微な変更をしたので、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第29条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	変更後
	産業廃棄物の処理施設の位置 別紙のとおり	産業廃棄物の処理施設の位置 別紙のとおり
	産業廃棄物の処理施設の処理方式 分離（PV フレームセパレータ（アルミ枠 分離装置））	産業廃棄物の処理施設の処理方式 分離（フレーム・J B O X 分離装置）
	産業廃棄物の処理施設の構造及び設備 寸法 L 1, 600 mm W 3, 100 mm H 1, 860 mm 処理能力 400 枚／日	産業廃棄物の処理施設の構造及び設備 寸法 L 1. 925mm W 3. 198 mm H 1. 688mm 処理能力 192 枚／日
変更の理由	廃太陽光パネルの積替えに用いる施設の変更に伴い、施設の位置及び構造等を変更する。	
変更年月日	令和 7 年 6 月 18 日	

（規格 A 4 版）

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 変更に係る書類及び図面を添付してください。

第 8 号様式（第 15 条関係）

（第 1 面）
事業計画書

令和 6 年 12 月 24 日

三重県知事 あて

住所 三重県松阪市肥留町 385-1
事業計画者 氏名 株式会社サン・テス
代表取締役 高山定晃
電話番号 0598-56-9777

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第1項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	太陽光パネルからアルミフレームを取り外す
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	三重県松阪市肥留町 384 番地、385 番地 1
産業廃棄物の処理施設の種類	積替保管施設
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。） 金属くず ＊上記産業廃棄物は水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物の処理施設の処理能力	積替施設：89.4 m ³ 保管場所：73 m ³ 積替保管面積：162.4 m ² 保管容量：38.72 m ³ （太陽電池パネル） 14.52 m ³ （ガラス・セル・EVA）
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	別添-3 のとおり
産業廃棄物の処理施設の処理方式	分離（フレーム・JB〇X分離装置）
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	別添-1 のとおり
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	別添「産業廃棄物の処理施設の位置・構造等に関する計画」のとおり
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	別添「産業廃棄物の処理施設の位置・構造等に関する計画」のとおり
悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	建屋内での作業・保管
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	別添「産業廃棄物の処理施設の位置・構造等に関する計画」のとおり

(第 2 面)

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	別添「産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画」のとおり	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	該当なし	
その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	別添「産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画」のとおり	
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催の周知方法	予 定 日 時	令和 7 年 1 月 9 日 13 時 30 分 ～ 14 時 30 分
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	場所：小野江公民館 収容人数：20 人
	周 知 の 方 法	訪問による通知
事業計画書を 公告及び縦覧 する方法	公 告 の 方 法	自社ホームページにて広告 https://santes2081.wixsite.com/mysite
	公 告 予 定 日	令和 6 年 12 月 24 日
	縦 覧 場 所	株式会社サン・テス 小野江公民館
	縦 覧 開 始 予 定 日	令和 6 年 12 月 24 日
	縦 覧 時 間	9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分 (土曜日、日曜日、祝日を除く)
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路		搬入及び搬出の時間：8：30～17：30 作業人数：2 人 搬入搬出車輛：1 台 方法：別紙-1 のとおり 搬入経路：別紙「搬入経路図」のとおり
産業廃棄物の処理施設を使用する日時		8：30～17：30 (休憩 1 時間 20 分含む) (日曜日は除く)
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況		松阪市環境課・建築開発課・松阪地区広域消防組合 確認済
事業計画者の 連絡先	担 当 部 署	本社
	T E L	0598-56-9777
	F A X	0598-56-9878

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。）を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

2025 年 6 月 16 日

株式会社サン・テス 御中

東京都台東区東上野 1 丁目 7 番 15 号
株式会社エヌ・ピー・シー

処理能力計算書

設備名称	フレーム・JBOX 分離装置
型式	NFJS-SA-1300×2500
概略外形寸法	3,198 x 1,925 x 1,688mm 制御盤含まず
産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず
処理方法	分離
処理能力	サイクルタイム -約 150 秒/枚 パネル投入/搬出等含む -約 24 枚/h -約 192 枚/日(8h) -3.456t /日 (8h) (パネル 1 枚 18kg 想定) 対応モジュール外形寸法 800 x 1,200mm 1,000 x 2,000mm 1,300 x 2,500mm

以上

